

- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）【年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第百四十号）による改正後】 1
- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄） 2
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）【年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第百四十号）による改正後】 3
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄） 4
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）【被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前】 5
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）【被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前】 7
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄） 8
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄） 10
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄） 12
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄） 15
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）【地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）による改正前】 17
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）（抄） 20
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）【年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）による改正後】 22
- 令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）（抄） 28

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）【年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）による改正後】

（資格喪失の時期）

第十四条 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に前条に該当するに至つたとき、又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 （略）
- 二 その事業所又は船舶に使用されなくなつたとき。
- 三 第八条第一項又は第十一条の認可があつたとき。
- 四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。
- 五 （略）

（年金額）

第四十三条 （略）

2 （略）

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金額を改定する。

（再評価率の改定等）

第四十三条の二 （略）

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 （略）

3・4 （略）

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（年金額）

第四十三条（略）

2（略）

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）【年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）による改正後】

（時効）

- 第四百四十四条の二十三 短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行使することができる時から五年間使しないときは、時効によつて消滅する。
- 2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
- 3 掛金（第百十三条第二項の掛金をいう。）及び負担金（団体に係るものに限る。）を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができるときから二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
- 4 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
- 5 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。
- 一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
- 二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

附 則

（日本国籍を有しない者に対する一時金の支給）

第十九条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者（第四十二条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行った者を除く。）であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2（6）（略）

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

（時効）

第四百四十四条の二十三 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金（第百十三条第二項の掛金をいう。）及び負担金（団体に係るものに限る。）を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使用することができるときから二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

- 一 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
- 二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）【被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前】

（退職共済年金の額）

第七十九条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる金額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二（略）

2・3（略）

（支給の繰下げ）

第八十条の二（略）

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十二条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

（退職共済年金の額の特例）

第一百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額（地方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の百分の四十三・八四六に相当する額を加算した額とする。

附 則

(地方公共団体の長の特例による退職共済年金の特例)

第二十四条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する附則第十九条の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項、第二百二条第一項及び附則第二十条の二第二項(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、第七十九條第一項又は附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額百分の四十三・八四六に相当する金額(附則第二十六条第十項並びに附則第二十六条の二第一項及び第四項において「特例加算額」という。)を加算した額とする。

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）【被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正前】

附 則

第九十八条（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新共済法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）

附 則

（用語の定義）

第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百二十条）までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法（第十一章を除く。以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。

八～十 （略）

（退職共済年金の額の経過的加算）

第十六条 退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るもの及び新共済法附則第十九条の規定による退職共済年金を除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、新共済法第七十九条第一項第一号及び第八十条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。

一 千六百二十八円に新国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数

ロ 附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2
3
9

(略)

○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄）

附 則

（旧退職年金に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第百六十一条第一項に規定する退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧公務傷病年金に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十二条第一項に規定する公務傷病年金（以下「旧公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族年金に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十三条第一項に規定する遺族年金（以下「旧遺族年金」という。）については、なお従前の例による。

（特例退職年金）

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者（この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第百五十九条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続き続いたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。）であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

2 （略）

（特例公務傷病年金）

第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会（旧法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共

済会をいう。以下同じ。)を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧済会を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2・3 (略)

(特例遺族年金)

第十八条 特例遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

2・4 (略)

(年金額の改定)

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたならば受けることとなる議員報酬額(地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の額をいう。)に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）

附 則

（用語の定義）

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一 （略）

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三 （略）

（厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置）

第五条 昭和二十年十月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者であつて、施行日において改正前厚生年金保険法第十二条第一号に掲げる者に該当するものうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるもの（施行日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。）は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）

第六十条 （略）

二〇四 （略）

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十二条から第七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前地

共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の」と、同号ロ中「組合員期間の」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間の」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6（略）

（改正前地共済法による給付等）

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2（略）

（併給の調整の経過措置）

第六十一条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付（地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条、附則第六十七条及び第七十五条の三において「新地共済法」という。）第七十六条に規定する退職等年金給付（新地共済法第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 新地共済法第七十六条第一号に掲げる退職年金 改正前地共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止

を行わないこととされているものの支給を受けることができるとき。

二・三(略)

2(5) (略)

(追加費用対象期間を有する者の特例等)

第六十五条 改正前地共済施行法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間(以下この項及び附則第七十二条から第七十四条までにおいて「追加費用対象期間」という。)を有する者(改正前地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。))及び旧地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。))の受給権を有する者を除く。)については、地共済組合員等期間(第三号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。)を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 (略)

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（任意継続組合員に係る審査請求等）

第五十一条 任意継続組合員に係る法第七十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第七十七条第一項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）」と、法第七十七条第一項中「掛金（第十三条第二項の掛金をいう。）」とあり、及び法第七十七条第二項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金」とする。

附 則

（特例退職組合員に係る審査請求等）

第三十条の二十三 特例退職組合員に係る法第七十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第七十七条第一項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）」と、法第七十七条第二項中「掛金（第十三条第二項の掛金をいう。）」とあり、及び法第七十七条第二項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金」とする。

（支給の繰上げの請求があつた場合における法第七十七条等の規定の適用）

第三十条の三 法附則第十九条第一項の請求があつた場合における法第七十七条第三項、第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八十七条第三項</p>	<p>申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に</p>	<p>申出は</p>
<p>第八十九条第二項</p>	<p>給付事由が生じた日から</p>	<p>附則第十九条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から</p>

	第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	給付事由が生じた日 繰上げ請求日
第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に	受給権者は	
第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二号	給付事由が生じた日	繰上げ請求日	

(公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の四 法第九十八条第一項又は第四百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢」とし、その者が昭和三十六年四月二日以後に生まれた者である場合における同条の規定の適用については、同条中「六十歳」と、第九十八条第一項及び第四百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とあるのは、「六十歳」とする。

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）【地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）による改正前】

（退職共済年金の支給の繰下げの申出をした場合において加算する金額）

第二十五条の四の二 法第八十条の二第四項に規定する政令で定める額は、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月（以下この項から第三項までにおいて「受給権取得月」という。）の前月までの組合員期間（以下この項及び次項において「受給権取得月前組合員期間」という。）を基礎として法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額）と法第七十九条第一項第二号及び第二百二条第一項の規定により算定した金額に第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額との合算額に、増額率（千分の七に受給権取得月から法第八十条の二第一項の申出をした日（次項及び第三項において「申出日」という。）の属する月の前月までの月数（当該月数が六十月を超えるときは、六十月）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。

2 （略）

3 法第七十九条第一項第二号及び第二百二条第一項の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあつては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、その月が前項第一号に該当する場合にあつては零とし、その月が同号に該当しない場合にあつては一とする。）を合算して得た率を受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率とする。

4 （略）

附 則

（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者等が退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額）

第三十条の二の十六 法附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として、法第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定により算定した金額に減額率（千分の五に当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た金額とする。

2・3 （略）

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者等が特例による退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第三十条の二の二十 法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日(以下この条及び附則第三十条の二の二十二において「請求日」という。)の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十九条第一項の規定により算定した金額(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額)に減額率(千分の五に請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率(請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)をいう。第四項及び第五項において同じ。)を乗じて得た金額とする。

2 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合にあつては、法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に次に掲げる金額を加算した金額とする。

一 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合又は請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た金額

二 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た金額

イ 請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合に
は一、請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には零)

ロ 千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率

3 (略)

4 法附則第二十四条の二第八項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項並びに次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同号の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

5 次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法附則第二十四条第一項に規

定する特例加算額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額のうち同項に規定する特例加算額に、減額率を乗じて得た金額とする。

6 組合員である退職共済年金の受給権者が請求日に退職した場合における第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第一項中「()の属する」とあるのは「()の翌日の属する」と、「請求日の」とあるのは「請求日の翌日の」と、「請求日」とあるのは「請求日の翌日」とする。

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百一十一号）（抄）

附 則

（令和三年度における年金額の改定）

第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和三年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和二年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和二年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における

報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。)に四・八一三を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令(令和三年政令第四百四号)第一条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額(同条の規定による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。)又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和元年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 (略)

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）【年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）による改正後】

（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）

第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	改正前地共済法 第八十条の二第 二項第一号及び 第三項	(略)	(略)
(略)	改正前地共済法 第八十条の二第 四項	退職共済年金 第七十九条第一項 及び前条 これら 退職共済年金の受 給権を取得した日 の属する月の前月 までの組合員期間 第七十九条第一項 の	旧職域加算退職給付 第七十九条第一項第二号 旧職域加算退職給付の額 第七十九条第一項第二号 同号 同号 旧地共済施行日前期間
及び次条第二項の 規定の例により算	規定の例により算	を勘案して	を勘案して

(略)	<p>定したその支給の 停止を行わないも のとされた金額又 は第八十二条第一 項の規定の例によ り支給を停止する ものとされた金額 を勘案して</p>	(略)
-----	---	-----

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>(略)</p> <p>第二十五条の四 の二第一項</p>	<p>(略)</p> <p>退職共済年金</p> <p>組合員期間（</p> <p>基礎として法第七 十九条第一項第一 号の規定により算 定した金額に次項 の規定により算定 した平均支給率を 乗じて得た金額（ 昭和六十年改正法</p>	<p>(略)</p> <p>旧職域加算退職給付（法第七十八条第一項に規定する旧職域加算退職給付をいう。以下同じ。）</p> <p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p> <p>（</p> <p>基礎として</p>
-------------------------------------	---	---

<p>第二十五条の四の二第三項</p>	<p>附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額」と</p>	<p>に当該者が組合員である</p>
<p>(略)</p> <p>附則第三十条の二の十六第一項</p>	<p>組合員期間 法第七十九条第一項又は第二百二条第一項</p>	<p>(略)</p> <p>旧地共済施行日前期間 法第七十九条第一項第二号</p>
<p>(略)</p> <p>附則第三十条の二の二十第一項</p>	<p>(略)</p> <p>組合員期間 法第七十九条第一項</p>	<p>(略)</p> <p>旧地共済施行日前期間 法第七十九条第一項第二号</p>
<p>金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては</p>	<p>金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては</p>	<p>金額</p>

		、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額)
附則第三十条の二の二十第二項、第四項及び第五項	組合員期間	組合員期間のうち旧地共済施行日前期間
附則第三十条の二の二十第六項	退職共済年金	旧職域加算退職給付

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項並びに第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項並びに附則第十条の二の規定、厚生年金保険法附則第十条第一項並びに第十一条の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二及び別表の規定、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正法」という。)附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の平成六年国民年金等改正法(以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。)附則第二十二条及び第二十七条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項、第七項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金 保険法第四十三	受給権者	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金
--------------------	------	--

条第三項

条第三項	前項	<p>の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。）</p> <p>なお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第七十九条第二項</p> <p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>老齢厚生年金</p> <p>とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金</p> <p>として、当該退職共済年金</p>	
<p>（略）</p> <p>改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第</p>	<p>（略）</p> <p>標準報酬（以下「前年度の標準報酬</p>	<p>（略）</p> <p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額（以下「掛金の標準となつた給料の額」という。）と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等</p>

2

(略)	一号
(略)	
(略)	

○ 令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百二十二号）（抄）

令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令

令和三年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二二五九
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六五
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二二七一
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二二八一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二二九二
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二二九三
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	